

料 金 表 (入所)

南海医療センター附属介護老人保健施設

この料金表①・②は、介護報酬の告示上の額に基づいて設定されています。

① 基本料金 (介護保健施設サービス費)

i (個室)

	1日
要介護 1	788円
要介護 2	863円
要介護 3	928円
要介護 4	985円
要介護 5	1040円

iii (多床室)

	1日
要介護 1	871円
要介護 2	947円
要介護 3	1014円
要介護 4	1072円
要介護 5	1125円

② 加算等

サービス提供体制強化加算 (I)	22円	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上
夜勤職員配置加算	24円	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護職員・介護職員を配置している場合。
初期加算 (I)	60円	一般病棟から30日以内に退院した場合施設に入所したものについて算定する。
初期加算 (II)	30円	過去3ヶ月の間に当施設に入所したことがない場合に限り、入所した日から起算して30日以内の期間に加算。
試行的退所時指導加算	400円	入所期間が1月を越える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、退所時に入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定。
退所時情報提供加算 (I)	500円	① 入所期間が1月を越える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、当該入所者の同意を得て、退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定。 ② 入所者が退所後、居宅ではなく他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して診療状況を示す文書を添えて処遇に必要な情報を提供した場合に算定。
退所時情報提供加算 (II)	250円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
入退所前連携加算 (I)	600円	入所期間が1月を越える入所者が退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合、退所に先立って当該入所者の同意を得て、利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して診療状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供し、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。
老人訪問看護指示加算	300円	入所者の退所時に、当施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入所者の同意を得て、選定する指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に算定。
緊急時治療管理	518円	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った時に1月に連続した3日を限度として算定。
外泊した場合	362円	外泊初日と最終日以外は基本料金に代えて1日362円となります。
療養食加算	6円/回	食事の提供が管理栄養士により管理され、厚生労働大臣の定める基準に適合するものと県知事に届出た場合※1日3食食べた場合18円
経口維持加算 (I) /月に1回算定	400円	嚥下障害を有する者や認知機能の低下が著しい者の経口維持支援を充実させる目的とする。医師の指示に基づき、多職種による食事の観察や会議等の取り組みのプロセス及び摂食嚥下機能を踏まえた経口維持支援の充実のを目指す場合
短期集中リハビリテーション 実施加算 (I) (1日につき)	258円	医師の指示を受けた理学療法士が、その入所した日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合。月に1回ADL評価、厚生労働省へ評価結果提出

認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)(1日につき)	240円	認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって改善が見込まれると判断し3月以内に個別にリハビリテーションを行った場合。リハビリ職員が自宅を訪問して生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	日常生活自立度のランクがⅢ以上の方が半分以上、専門的な研修修了者を適切に配置、認知症ケアに対して指導等の会議を定期的に開催した場合。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全で投薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回につき連続する10日を限度として。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200円	医師が認知症の行動・心理症状が認められたため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要と判断した場合、入所してから7日間。
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)(1回のみ)	450円	入所前後に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定診療方針の決定を行った場合。
ターミナルケア加算 (死亡日以前31~45日)	72円	ご家族の同意を得てターミナル計画作成等の要件を満たした場合。
(死亡日以前4~30日)	160円	
(死亡日前日及び前々日)	910円	
(死亡日)	1,900円	
かかりつけ医連携薬剤 調整加算(Ⅰ)の口	70円/回	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。施設において薬剤を評価・調整・療養上の指導を行った場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。
外泊時に当施設サービス (通リハ・訪リハ)利用の場合	800円/日	外泊中に、当施設のサービスを利用した場合、1月に6日を限度として利用した場合。
再入所時栄養連携加算	200円	医療機関に入院して、厚生労働大臣が定める特別食等が必要な者に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅰ)	53円/月	厚労省に提出にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のための情報を活用し、データ提出とフィードバックの活用、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互共有
自立支援推進加算	300円/月	利用者の尊厳の保持、自立支援、重度化防止の推進、廃用や寝たきり防止等観点から全ての利用者へ医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施(整い次第算定)
科学的介護推進加算(Ⅰ)	40円/月	ADL・栄養・口腔・嚥下、認知症等LIFEに提出してフィードバックを受けPDCAにてケアの質の向上に取り組む(整い次第算定)
安全対策体制加算 (入所中1回)	20円/1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置して、組織的に安全対策を実施体制が整備
協力医療機関連携加算	100円/月 (令和6年度) 50円/月 (令和7年度)	協力医療機関との間で会議を定期的に開催する事。また、急変時相談体制の常時確保、診療体制の常時確保、入院が必要な方に受ける体制の確保
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	10円/月	新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保、発生時の対応の取り決め、連携対応、定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅱ) ※Ⅰ・Ⅱ併算定可	5円/月	3年に1回以上施設内で実地指導を受ける
新興感染症等施設療養費	240円/日	新興感染症に感染した場合5日を限度として
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150円/日	評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定してチームケアの実施。カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行う。
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食、低栄養状態にある方が対象。管理栄養士が退所先へ情報提供した場合。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10円/月	業務改善活動の継続、見守り機器1つ以上導入、取り組み効果とデータ提出

③ 居住費

区分	第1～3段階	第4段階
多床室	注①	377円/日
個室	注②	1,668円/日

④ 食費

区分	第1～3段階	第4段階
	注③	1,500円/日

⑤ 日常生活費・教養娯楽費 1日 250円

⑥ 特別な個室

個室 1日 1,650円 (税込)
 2人室 1日 1,100円 (税込)

⑦ その他の費用

- 1) 電気代 持込み電気器具 1器具につき1日 30円
- 2) 健康管理費 インフルエンザ予防接種に係る費用で、接種をされた場合にお支払いいただきます。(実費相当額)
- 3) 理美容代 散髪をされた場合にお支払いいただきます。(外部委託業者) 2,030円
- 4) 文書料 各種診断書等を作成した場合にお支払いいただきます。1通 3,300円～

※ 居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載の金額となります。(以下「注」)

居住費

注① 2人室・4人室 1日

第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階	370円

注② 個室 1日

第1段階	490円
第2段階	490円
第3段階	1,310円

食費注③

1日	
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階の1	650円
第3段階の2	1,360円

※介護負担割合の方が2割・3割の方は、①基本料②加算等が2割・3割になります。個別に支援相談員が金額をお伝えします。

※令和6年6月より

介護職員等処遇改善加算(I) 基本料金と加算料金の合計に7.5%が加算されます。